18　法第四十二条の十二の七第十九項の法人が法人税法施行令第二十四条の三に規定する初年度離脱通算子法人に該当する場合における前項の規定の適用については、当該法人に生じた同項第二号及び第三号に掲げる事実は、これらの号に掲げる事実に該当しないものとする。

第二十七条の十三第二項中「第四十二条の十二の五第七項」を「第四十二条の十二の五第十項」に、「第四十二条の十二の七第十一項」を「第四十二条の十二の七第二十一項」に改め、同条第五項中「法人税法第二条第二十一号に規定する」及び「（以下この章において「有価証券」という。）」を削り、同条第十四項第二号イ及びロ中「あつて」を「ついて」に改める。

第二十八条の七第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した機械その他の減価償却資産（以下この項において「機械等」という。）につき法第四十四条の四第二項の規定の適用を受ける場合には、当該機械等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該機械等が同項に規定する基盤確立事業用資産に該当するものであることを証する財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第二十八条の八を次のように改める。

（生産方式革新事業活動用資産等の特別償却）

第二十八条の八　法第四十四条の五第一項第一号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同号に規定する農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

2　法第四十四条の五第一項第二号に規定する政令で定めるものは、同号に規定する設備等を構成する機械及び装置のうち、同号に規定する農業者等が行う同号に規定する生産方式革新事業活動の促進に特に資するものとして農林水産大臣が定める基準に適合するものとする。

3　農林水産大臣は、前二項の規定により基準を定めたときは、これを告示する。

第二十八条の九第十五項第一号中「令和六年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同項第四号並びに同条第十六項第四号、第二十五項及び第二十六項を削り、同条第二十七項を同条第二十五項とする。

第二十九条から第二十九条の三までを削る。

第二十九条の四第一項中「第四十六条の二第一項に規定する」を「第四十六条第一項に規定する合理化、高度化その他の改善に資するものとして」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十六条第一項に規定する試験研究として政令で定めるものは、次に掲げる試験研究とする。

一　新たな製品のうち当該法人の既存の製品と構造、品種その他の特性が著しく異なるものの製造を目的として行う試験研究

二　新たな製品を製造するために行う新たな資源の利用方法の研究

三　新たな製品を製造するために現に企業化されている製造方法その他の生産技術を改善することを目的として行う試験研究

四　新たな技術のうち当該法人の既存の技術と原理又は方法が異なるものの発明を目的として行う試験研究

第二十九条の四を第二十九条とし、第二十九条の五を第二十九条の二とする。

第二十九条の六第二項中「以下この条」を「第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「又は」を削り、「指定した」を「指定し、又は第三項の規定により基準を定めた」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十八条第一項に規定する政令で定める要件は、貨物の運送の用に供する自動車の運転者の荷待ち及び荷役の時間の短縮その他の同項に規定する流通業務の省力化に特に資するものとして国土交通大臣が定める基準に該当することとする。

第二十九条の六を第二十九条の三とする。

第三十条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「附則第五十条第五項又は第八項」を「附則第五十条第八項」に、「第四十五条第一項又は第二項」を「第四十五条第二項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同条第三項第二号及び第三号を削り、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とする。

第三十二条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同項第五号中「附則第五十条第五項又は第八項」を「附則第五十条第八項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項中「第六号」を「第四号」に改め、「含む」の下に「。次項において「特別償却に関する規定」という」を加え、同条に次の一項を加える。

3　法第五十三条第三項の規定の適用については、特別償却に関する規定のうちいずれか一の規定と当該いずれか一の規定に係る法第五十二条の三の規定とは、あわせて一の規定とみなす。

第三十二条の二第七項中「受けた株式等」の下に「（独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法第十一条第一項第二十五号の規定による助成金の交付を受けた内国法人が当該助成金をもつて取得する当該助成金の交付の目的に適合したものを除く。）」を加える。

第三十三条を削り、第三十二条の三を第三十三条とする。

第三十七条の五第一項中「五千円」を「一万円」に改める。

第三十九条第十四項中「規定は」の下に「、漁港及び漁場の整備等に関する法律第五十九条第二項（第二号に係る部分に限る。）」を加える。

第三十九条の四第三項を次のように改める。

3　法第六十五条の三第一項第三号の二に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　法第六十五条の三第一項第三号の二の都市緑化支援機構（以下この項において「支援機構」という。）が公益社団法人又は公益財団法人であり、かつ、その定款において、当該支援機構が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援機構と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

二　支援機構と地方公共団体との間で、その買い取つた対象土地（法第六十五条の三第一項第三号の二に規定する対象土地をいう。以下この号において同じ。）の売買の予約又はその買い取つた対象土地の第三者への転売を停止条件とする停止条件付売買契約の締結をし、その旨の仮登記を行うこと。

第三十九条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項中「農地中間管理機構は、」を「要件は、同号の農地中間管理機構が」に、「あつて」を「あり、かつ」に、「その法人」及び「当該法人」を「当該農地中間管理機構」に、「もの」を「こと」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「文化財保存活用支援団体は、公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるもの（以下この項において「支援団体」という。）とし、同号に規定する政令で定める場合」を「要件」に改め、「を満たす場合」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「より当該」を「より」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「当該」及び「を禁止する条項を含む協定に対する違反」を削り、「いずれかを締結し」を「締結をし」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　法第六十五条の三第一項第四号の文化財保存活用支援団体（以下この項において「支援団体」という。）が公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。次項において同じ。）又は公益財団法人（その設立当初にお